

羽村市国土強靱化地域計画

【概要版】

令和4年3月

1. 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈しました。本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や立川断層帯地震に加え、令和元年東日本台風（台風第19号）に見られるように、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨による土砂災害や風水害に備えるとともに、事前防災・減災に資する取り組みを推進する必要があります。国、都、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくことが重要です。

こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「羽村市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

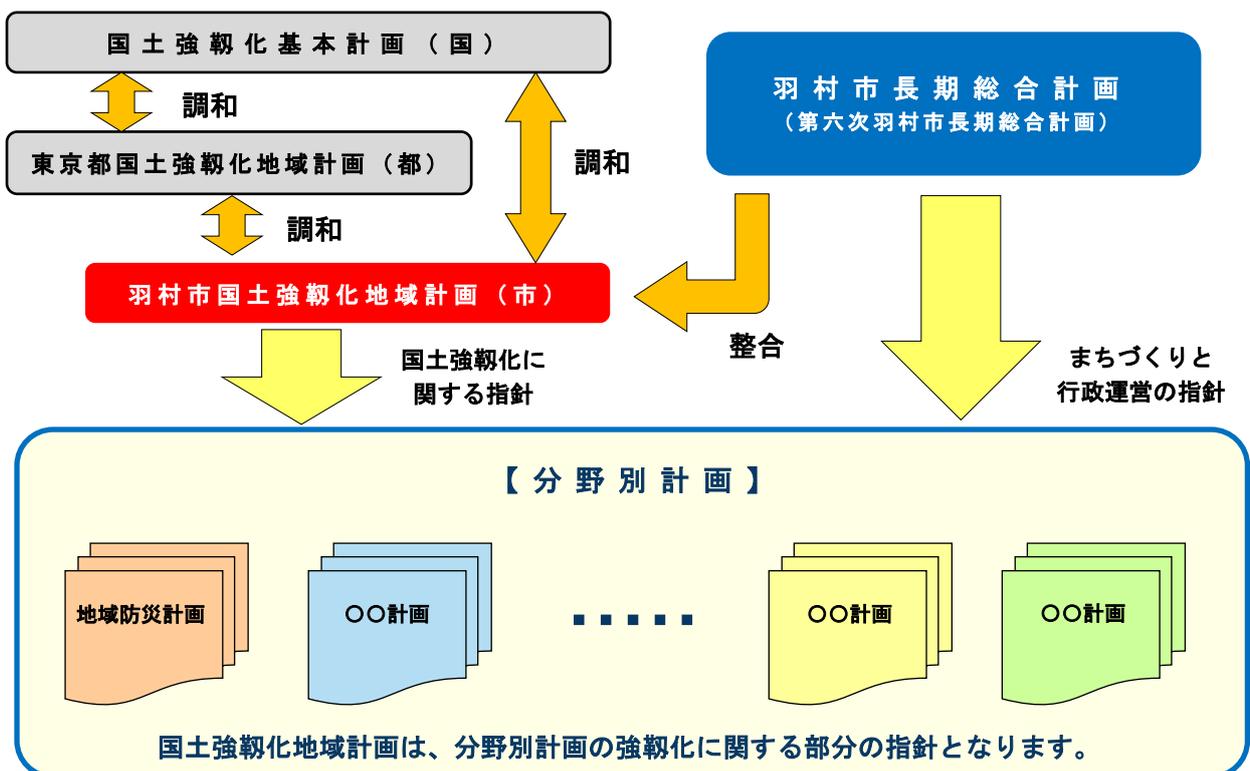
国土強靱化とは

大規模自然災害時に、人命を守り、社会・経済への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土と社会・経済システムを平常時から構築していくことです。

2. 計画の位置付け

「羽村市国土強靱化地域計画」は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。また本計画は、本市の行政運営の指針となる「羽村市長期総合計画（第六次羽村市長期総合計画）」との整合を図りながら、分野別計画の国土強靱化に関する部分の指針となるものです。

羽村市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



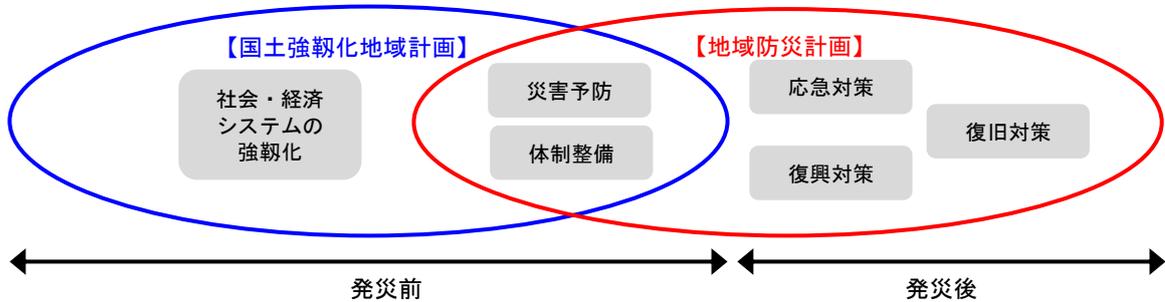
3. 地域防災計画との関係

地域防災計画が災害対策基本法を根拠法として災害の種類（震災、風水害）ごとに発災時・発災後の組織体制や対策を定めるのに対し、国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法を根拠法とし、自然災害全般を対象として、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、発災前（平常時）に実施する施策を定めるものです。

国土強靱化地域計画は、災害予防及び体制整備において、地域防災計画と共通する部分を持ちながらも、特に、発災前における社会・経済システムの強靱化を図るものです。

国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

| 区 分 | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|----------|---------------------------------------|--|
| 主 な 特 徴 | 強靱なまちづくりのための方向性を示す計画（平常時における施策を位置付ける） | 主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組みなど、総合的な防災対策を取りまとめた計画 |
| 主な対象リスク | 地域で想定される自然災害（地震、局地的な大雨等） | 災害の種類ごと（震災、風水害等） |
| 主な対象フェーズ | 発災前 | 発災時、発災後 |
| 根 拠 法 | 国土強靱化基本法 | 災害対策基本法 |



4. 計画期間と計画の見直し

本計画においては、計画期間の設定は行わず、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画（分野別計画等）を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うこととします。

5. 計画の推進と進捗管理

本計画に掲げる施策を推進し地域の強靱化を実現させるためには、明確な責任体制のもとで施策毎の事業の進捗管理を行うことが大切です。

このため、計画の推進にあたっては、所管部課を中心に、国や東京都等との連携を図りながら、本市の業務管理マネジメントとしての行政評価制度や事務事業進行管理等を通じて、効果的な施策の推進につなげていきます。

6. 羽村市における国土強靱化の理念と基本目標

本市における国土強靱化への取組みは、大規模災害等での最悪の事態を想定し、これまでの防災対策に加え一層の危機管理意識を向上させ、ハード整備としてのインフラ施策のほか、産業施策、福祉・保健施策、環境施策、行政運営などのソフト分野まで、総合的な対応を長期的な展望に立って推進することとします。

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

7. 想定される大規模自然災害（本計画の対象とする災害）

本計画の対象とする災害は、本市の災害リスクや直面している危機を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害とします。本計画で想定する自然災害については、以下のとおりです。

なお、津波、液状化、火山噴火、大雪、猛暑、渇水、竜巻、突風による災害については、本市にとっては、過去の災害被害や市民の生命・財産に甚大な被害が生じる可能性は少ないこととして、対象からは除いています。

| 災害の種類 | | 想定する規模等 |
|--------|------|--|
| 地震 | | 首都直下地震、立川断層帯地震等により、最大規模の地震が起き、建物損壊、火災、死傷者が多数発生。 |
| 台風・豪雨等 | 風水害 | スーパー台風や集中豪雨等が長時間続くことによる大規模風水害が発生。例えば、多摩川の氾濫による人的・物的被害が発生。 |
| | 土砂災害 | 記録的な大雨や地震動による大規模土砂災害が発生。例えば、多摩川周辺や崖線などの土砂災害（特別）警戒区域の崩壊が発生。 |
| 複合災害 | | 複数の自然災害が同時期に発生する事態が発生。避難行動での感染症のまん延についても想定。 |

8. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本市の地域特性に応じた事象を整理し、9つの「事前に備えるべき目標」と、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

ここから、本市に必要な強靱化のための施策と事務事業を洗い出しています。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | |
|---|------------------------|--|
| ① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること | 1-1 | 建物倒壊等により、多数の死傷者や自力脱出困難者が発生 |
| | 1-2 | 住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生 |
| | 1-3 | 異常気象等による河川の氾濫や長期的な市街地の浸水により、多数の死傷者が発生 |
| | 1-4 | 土砂災害により、多数の死傷者が発生 |
| ② 大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等、生命に関わる物資供給が停止する事態が発生 |
| | 2-2 | 警察・消防等の被災により、救助・救急活動等の遅れや絶対的な不足が発生 |
| | 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者や混乱が発生 |
| | 2-4 | 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態が発生 |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶等により、医療機能が麻痺する事態が発生 |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等が大規模にまん延する事態が発生 |
| ③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること | 3-1 | 被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態が発生 |
| | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災により、行政機能が大幅に低下する事態が発生 |
| ④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること | 4-1 | 情報通信等の長期停止により、災害情報が伝達できない事態が発生 |
| ⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと | 5-1 | エネルギー供給や流通機能の麻痺により、地域経済活動が停滞する事態が発生 |
| | 5-2 | 地域交通ネットワークの機能停止により、物流や人流への甚大な影響が発生 |
| | 5-3 | 食料等の安定供給が停滞する事態が発生 |
| ⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること | 6-1 | 電気、石油、ガス等のエネルギー供給が長期間停止する事態が発生 |
| | 6-2 | 上・下水道の機能が長期間にわたり停止する事態が発生 |
| | 6-3 | 地域交通ネットワークが分断する事態が発生 |
| ⑦ 制御不能な二次災害や複合災害を発生させないこと | 7-1 | 有害物質等が大規模拡散・流出する事態が発生 |
| | 7-2 | 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態が発生 |
| ⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生 |
| | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生 |
| | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生 |
| ⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること | 9-1 | 要支援者への支援の不足等により、死傷者が増大する事態が発生 |
| | 9-2 | 住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態が発生 |
| | 9-3 | 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態が発生 |

9. 強靱化のための施策と事務事業

「8. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」により、本市の強靱化に必要な施策を洗い出し、これを第六次羽村市長期総合計画・基本計画の施策分野と整合させて、強靱化のための施策と事務事業の一覧を策定しました。

| 第六次羽村市長期総合計画 基本計画の施策分野 (未来を築く5つのコンセプト) | 強靱化のための主な施策 | 強靱化のための主な事務事業 | 国庫交付金 ・補助金 対象の有無 |
|--|-----------------------------------|--|------------------------|
| 1. 自分らしく生きる (人権・健康・福祉・コミュニティの分野) | 災害時における外国人への支援 | 防災情報の多言語化と相談窓口の充実 | |
| | 災害時における地域コミュニティの推進 | 地域コミュニティ活動への支援 | |
| | 災害ボランティア活動の促進 | 災害ボランティアに関する研究 | |
| 2. 成長をはぐくむ (生涯学習・子育ての分野) | 避難所施設(小中学校)の維持管理及び設備の充実 | 学校施設改修工事(トイレ改修工事、防水・外壁工事等) | ○ |
| | 災害からの文化財の保護 | 市内指定文化財保存修理事業 | ○ |
| | 防災意識の醸成 | 生涯学習まちづくり出前講座(防災関連)の実施 | |
| 3. スマートにくらす (都市整備・環境・情報通信の分野) | 災害に強い市街地整備 | 羽村駅西口土地区画整理事業 羽村駅西口地区住宅市街地総合整備事業 | ○ |
| | 災害復旧に備えた地籍調査の推進 | 地籍調査事業 | ○ |
| | 災害に強い道路網の維持・形成 | 市道等改修工事、都市計画道路の整備 | ○ |
| | 災害に強い水道施設の維持管理の推進 | 水道施設改修工事 | |
| | 災害に強い下水道施設の維持管理の推進 | 下水道施設改修工事(公共下水道マンホール蓋長寿命化更新工事等) | ○ |
| | 内水氾濫の防止対策 | 雨水管整備事業 | ○ |
| | 災害に備えた空き家対策の促進 | 空き家対策支援事業 | ○ |
| | 避難場所や一時集合場所(公園等)の維持管理 | 公園施設の維持管理・改修工事 | ○ |
| | 災害に備えた公共建築物の老朽化対策 | 公共建築物の維持管理・改修工事 市営住宅改修工事 | ○ |
| | 災害に備えたWi-Fi環境の整備 | Wi-Fi環境整備の検討 | |
| 4. にぎわいを創る (経済・産業・交流の分野) | 被災者の生活再建への支援 | 被災者生活再建支援システム等の運用 | |
| | 災害廃棄物の処理 | 災害廃棄物処理計画の策定 | |
| | 災害に備えた再生可能エネルギーの活用 | 再生可能エネルギー設備導入助成事業 | ○ |
| 5. くらしを守る (防災・防犯・交通安全・感染対策の分野) | 災害時・災害後における食料(農作物等)の安定供給 | 農業基盤の強化 | |
| | 企業や事業所における災害対策の推進 | 企業・事業所によるBCP(事業継続計画)の作成・運用の支援 | |
| | 災害発生後の農地等荒廃の防止 | 生産緑地及び特定生産緑地の指定 肥培管理への指導、農地の保全 | |
| 5. くらしを守る (防災・防犯・交通安全・感染対策の分野) | 災害時における速やかな道路啓開の実現 | 関係機関等との連絡会議・合同訓練の実施 | |
| | 災害時における行政機能の維持 | BCP(事業継続計画) 行動マニュアル、風水害タイムライン等の運用 | |
| | 職員の災害対応力の強化 | 災害対応等に関する研修の実施 | |
| | 災害時における他自治体・民間事業者等との連携強化 | 他自治体・民間事業者等との災害協定の締結 | |
| | 防災情報・災害情報の周知 | 洪水ハザードマップの活用 土砂災害ハザードマップの活用 | |
| | 自助意識の普及・向上 | 自助意識向上への啓発活動 | |
| | 防災訓練による災害対策の推進 | 総合防災訓練や水防訓練の実施 | |
| | 消防団活動の活性化 | 消防団活動への支援 | |
| | 自主防災組織の育成と強化 | 自主防災組織への支援 | |
| | 公共建築物の耐震化の促進 | 公共建築物の耐震化対策(耐震化未確認建築物の耐震診断・耐震化工事) | ○ |
| | 住宅等の耐震化の促進 | 木造住宅耐震診断・耐震化工事助成事業 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 | ○ |
| | 建築物等の不燃化の促進 | 地域地区等の指定事務 | |
| | 無電柱化の推進 | 幹線道路の無電柱化事業 | ○ |
| | 災害時における帰宅困難者対策の促進 | 帰宅困難者の受入体制確保 | |
| | 河川改修の促進 | 国や都と連携した多摩川の水害対策 | |
| | 急傾斜地等の安全対策の推進 | 急傾斜地等維持管理・改修事業 | ○ |
| | 浸水対策の促進 | 浸水対策備品(排水ポンプ等)の整備 | |
| | 避難行動要支援者への支援体制の強化 | 避難行動要支援者制度事業 | |
| | 福祉避難所の確保 | 福祉避難所の確保・拡充 | |
| | 避難所施設(小中学校)の維持管理及び設備の充実 | 避難所等への石油ガス災害バルク(石油やガスの大量貯槽・安全供給設備)等の導入検討 | ○ |
| | 災害に備えた食料等の備蓄の充実と供給体制の整備 | 計画的な備蓄食料等の購入 | |
| | 災害時の治安維持 | 地域での見守り・パトロール活動 | |
| 災害に備えた医療機能の維持・充実 | 医療機関との災害対応の検討・訓練の実施 医薬品等の確保・備蓄 | | |
| 被災者の健康支援 | 健康支援活動の体制整備 予防接種など防疫活動の実施 | | |